

# 消費者契約法の一部を改正する法律案(概要)

## 消費者契約に関連した同種の被害が多数発生

個々の消費者は救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性

被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要

被害額が少額であるため、被害救済を求めて訴えを提起することが困難  
事業者の不当な利得を吐き出させ、同種の消費者被害を根絶

個々の消費者の有する損害賠償請求権をまとめて提訴する仕組みが必要

消費者の利益を守るため、一定の消費者団体（適格消費者団体）が差止請求権を行使し、又は損害賠償等団体訴訟を進行する制度（消費者団体訴訟制度）を導入

## 適格消費者団体

内閣総理大臣が、適格消費者団体を登録(14条)

登録要件（登録基準の明記 裁量の排除、17条）

- ・営利を目的としない法人
- ・消費者の利益の擁護を目的とする法人（生協・中間法人等も対象）
- ・業務規程等が法令に適合していること。
- ・事業者からの独立性の確保、反社会的存在の排除等

内閣総理大臣の監督措置

更新制(19条)・立入検査(33条)・取消し(35条)等

徹底した情報公開措置

財務諸表等(32条)、判決の概要(28条)等

業務の実施に係る義務(24条～30条等)

- ・不正な利益を図ることを目的として、差止請求権を行使してはならないこと。
- ・善良な管理者の注意をもって損害賠償等団体訴訟関係業務を行うこと。
- ・訴えの提起等主要な行為をしたときは、他の適格消費者団体に通知すると共に内閣総理大臣に報告すること。
- ・業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ・相手方事業者から財産上の利益を受けてはならないこと（確定判決に基づいて支払われた金銭等を除く。）
- ・区分経理の実施、残余財産の帰属に関する特例（他の適格消費者団体又は国民生活センターに帰属）
- ・特定の政党のために利用してはならないこと。等

## 差止請求権

消費者の利益を擁護するために事業者の不当行為に対して差止請求権を行使(12条)

消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する勧誘行為

消費者契約法第8条から第10条までに規定する条項を含む消費者契約の締結の意思表示

民法第90条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む消費者契約の意思表示

詐欺等行為（人を詐欺し、又は強迫する行為）に該当する勧誘行為

又は の意思表示を行うことを推薦し、又は提案する行為

差止訴訟提起前の事前請求(1週間前)(41条)

訴訟手続の特例(42,43条)

訴訟手続については、民事訴訟法の原則に従う。

- ・不法行為地等についても管轄を認める。
- ・他の適格消費者団体による確定判決等があっても、同一の請求可

## 損害賠償等団体訴訟の進行

共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、損害賠償等団体訴訟を進行(13条)

消費者が消費者契約に関して事業者等に対して有する損害賠償請求権その他の金銭債権（製造物責任法第3条に規定する損害賠償請求権を含む。）について、当該消費者を代表して、一括してその給付を求める訴えであって、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるもの。

訴訟手続の特例(44条以下)

配当(55条以下)

別紙参照

## その他

内閣総理大臣による判決等に関する情報の提供(39条)

国及び地方公共団体による必要な資金の確保(40条1項)

国民生活センター及び地方公共団体による消費生活相談に関する情報の提供(40条2項)

# 損害賠償等団体訴訟制度の概要

多数の消費者被害の発生

適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟の提起(代表しようとする消費者の範囲を記載)(44条)

適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟において代表すべき消費者(平成 年度に国内で 社製のテレビを購入した者等)

裁判所による訴訟追行の許可・総員の範囲の確定(45条)

### 【許可の要件】

訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する権利に係るものであるとき、損害賠償等団体訴訟によれば、消費者の権利が適切に実現されると認められるとき、適格消費者団体が、代表しようとする消費者を適切に代表すると認められるとき。

裁判所による公告(45条6項)・除外の申出(46条)

官報又は日刊新聞紙その他不特定多数の者が認識することができる方法で実施

・裁判所に対して書面により実施  
・除外申出期間終了前に別訴を提起した者等は、除外の申出をしたものとみなされる。

口頭弁論(47条)

訴訟の追行の許可取消し(49条)

訴訟手続の中断(50条)

他の適格消費者団体による受継

職権証拠調べ(51条)  
相当な損害額の認定(52条)

裁判所による総員の範囲の変更(48条)  
(総員のうち、平成 年度上半期の購入者を除く等)

裁判所の許可が必要(53条)

終局判決

和解

訴えの取下げ  
請求の放棄

総員の範囲に属する者に判決等の効力が及び。(54条)  
(具体例：平成 年度下半期に都内で 社製のテレビを購入した者等)

適格消費者団体による配当計画の提出(62条)

適格消費者団体は、実費相当額の報酬を受けることが可能(59条)

裁判所による配当計画認可の決定(64条)・公告(65条)

・第一審裁判所の専属管轄(55条)  
・裁判所による配当等手続に係る事件の監督(56条)  
・適格消費者団体が配当を適切に行っていない場合等の他の適格消費者団体の指定(57条)

利害関係人による  
文書等の閲覧(58条)

配当計画の実施(66条)

裁判所による配当計画の変更(67条)

配当終了後の計算書類の裁判所への報告(69条)

残余の金銭があるときは、国民生活センターに交付(68条)